

宇部高専テック アンド ビジネスコラボレイト (T&B) 規約

(名称及び事務局)

第1条 本会は、宇部高専テック アンド ビジネスコラボレイト (略称「T&B」) と称し、事務局を宇部市常盤台2-14-1 宇部工業高等専門学校内に置く。

(目的)

第2条 本会は、宇部工業高等専門学校 (以下「宇部高専」という。) と協力し、地域の産業界と連携し、技術や実務等に関する交流を深めることにより、地域の発展に寄与するとともに、宇部高専の教育・研究のさらなる振興のための支援を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するため、本会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 技術及び実務に関する交流会の開催
- (2) 技術及び実務に関する相談への対応
- (3) 協力・共同による技術開発の推進
- (4) セミナー・講習会等の開催
- (5) 教育・研究の充実及び発展に関する事業
- (6) その他地域振興に関する諸事業

(組織)

第4条 本会は、本会の目的に賛同する次の各号に掲げる会員をもって組織する。

- (1) 団体・法人会員
 - (2) 個人会員
 - (3) 特別会員 (公的団体とし、会費は無料とする)
- 2 本会への入会及び退会は、幹事会の承認を得なければならない。

(役員)

第5条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 3名以内
 - (3) 幹 事 30名以内
 - (4) 会計監事 2名
 - (5) 特別顧問 若干名
- 2 役員を選出は、総会において行う。
- 3 役員任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、前項の役員に欠員を生じたときの後任の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

- 3 幹事及び特別顧問は、本会の運営について重要事項を企画・立案するとともに、本会の業務を処理する。
- 4 会計監事は、本会の会計及び会務を監査する。

(会議)

第7条 本会の会議は、総会及び幹事会とし、会長が招集する。

(総会)

第8条 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 規約の制定及び改廃
 - (2) 事業計画及び予算
 - (3) 事業報告及び決算
 - (4) 役員を選任
 - (5) その他本会の運営に関する重要事項
- 2 総会は、年1回開催することを原則とする。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に総会を開催することができる。
 - 3 総会は、会員の過半数（委任状を含む）をもって成立し、議事は、出席会員の過半数をもって決する。

(幹事会)

第9条 幹事会は会長、副会長、幹事、特別顧問、事務局員をもって構成し、必要に応じて会計監事を加える。

- 2 幹事会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 事業の企画・運営及び総会に提出する議案
 - (2) その他会務遂行上必要な事項
- 3 幹事会は、会長が必要と認めるときに開催する。

(顧問)

第10条 本会に顧問を置く。

- 2 顧問は、幹事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じるとともに、会長の求めに応じ、幹事会に出席して意見を述べることができる。
- 4 名誉顧問は、幹事会の推薦により会長が委嘱する。
- 5 名誉顧問は、会長の求めに応じ、幹事会に出席して意見を述べるができる。

(運営費)

第11条 本会の運営費は、年会費、寄附金、その他の収入をもって充てる。

(年会費)

第12条 本会の年会費は、次の各号のとおりとする。

- (1) 団体・法人会員 1口 50,000円
ただし、資本金が3億円以下又は従業員数が300人以下の団体・法人は、1口 20,000円とする。
 - (2) 個人会員 1口 2,000円
- 2 年会費の徴収方法等については、別に定める。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務)

第14条 本会の事務は、事務局において処理する。

(雑則)

第15条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この規約は、平成13年2月9日から施行する。
- 2 本会設立当初の役員については、第5条の規定にかかわらず、設立総会において決定し、その任期は、平成14年3月31日までとする。
- 3 本会設立当初の会計年度は、第13条の規定にかかわらず、本規約施行の日から平成13年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成13年6月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成15年6月11日から施行する。

第5条(役員)に副会長3名以内、幹事30名以内を明示した。

附 則

この規約は、平成23年5月24日から施行する。

第5条(役員)3項の役員任期を2年から1年とした。

附 則

この規約は、平成24年6月13日から施行する。

第5条(役員)と第6条(役員の職務)3項に特別顧問を置いた。第9条(役員会)に構成員を明示した。

附 則

この規約は、平成25年6月13日から施行する。

第1条(名称及び所在地)を(名称及び事務局)とし、事務局を宇部高専内に置く。第4条(組織)の賛助会員を削除した。

第12条(年会費)の賛助会員を削除し、会費を変更した。第14条(事務)を新たに設け、旧第14条(雑則)を第15条とした。

附 則

この規約は、平成29年6月6日から施行する。

第4条1項に特別会員を置いた。

第4条、第7条、第9条、第10条の役員会の名称を幹事会に統一した。

第5条1項、第6条3項の常任幹事を削除した。

第6条3項(日常案件は、常任幹事が当たる。)を削除した。

第9条の役員会の構成を幹事会の構成に改めた。

附 則

この規約は、令和2年7月10日から施行する。

第12条1項の年会費を変更した。